

## 4 金融関係

### ア 銀行

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し （金融庁）	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットィングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	検討			（金融庁） 普通銀行の社債発行の在り方について、実務におけるニーズ等を踏まえ、検討を行っているところ。	
特定融資枠契約（コミットメントライン契約）の借主範囲の拡大 （法務省、金融庁）	経済的弱者の保護という利息制限法（昭和29年法律第100号）及び出資法（「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、昭和29年法律第195号）の趣旨を踏まえつつ、コミットメント・ライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。	検討			（金融庁、法務省） 法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に係る借主の範囲拡大について検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行う方針である。  コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘もあるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したい	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>という現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。</p> <p>また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるところ、いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした、平成16年1月1日施行の貸金業規制法及び出資法の一部改正法は、その附則において、施行後3年を目途として、貸金業制度の在り方と出資法第5条第2項について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。</p> <p>このため、法務省及び金融庁としては、コミットメントライン契約に係る借主の範囲拡大については、上記貸金業規制法及び出資法の見直し等を踏まえ、さらに借主のニーズの把握などを行い、慎重に判断していく必要があると考えている。</p>	
自己競落による競落の仕組みの検討（競落対象物件の拡大） （金融庁）	銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に相当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に相当の見込まれる	検討			<p>（金融庁）</p> <p>銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨の観点から検討する。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	ものにも拡大することを検討する。					
銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REITを含む全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の撤廃 （金融庁）	上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から、証券取引法第65条の趣旨や投資者保護の観点も踏まえて検討し、結論を得る。	第159回通常国会に 法案提出			（金融庁） 証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成16年政令第354号）において、銀行等における投資信託等の窓口販売業務において、投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の撤廃を行った。（平成16年11月12日公布。同年12月1日施行）	
銀行による証券仲介業務の解禁 （金融庁）	銀行と証券の連携強化に関して、第159回通常国会に法案提出を行う。	第159回通常国会に 法案提出			（金融庁） 銀行等において証券仲介業務が営めるよう、証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）が成立。（平成16年12月1日施行）	
信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大 （金融庁）	銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から、検討を行う。	検討			（金融庁） 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについては、銀行経営の健全性の観点から、引き続き検討を行っているところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
銀行代理店に係る諸規制の緩和 （金融庁）	銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。	措置			（金融庁） 金融資本市場の構造改革を促進するため、金融サービスを提供するチャネル機能として柔軟に活用でき、新たなビジネスモデルに資するよう銀行等の代理店制度について所要の制度整備等を行うため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を今国会（第162回通常国会）に提出予定。	
店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化 （金融庁）	為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。	措置			（金融庁） 為替取引や当座預金業務を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所にかかる営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い措置することとする。	
銀行における収入依存度規制の更なる緩和（共同従属会社の設立の容認） （金融庁）	共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。	検討開始			（金融庁） 銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえ、複数の銀行等による従属業務子会社の共同設立を可能とするため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を今国会（第162回通常国会）に提出予定。	
銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃等 （金融庁）	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。	検討開始			（金融庁） 銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえ、複数の銀行等による従属業務子会社の共同設立を可能とするため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を今	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					国会（第162回通常国会）に提出予定。	
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁（経済産業省）	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告（平成14年12月）における提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講ずる。	措置（4月予定）			（経済産業省） 産業構造審議会割賦販売分科会クレジット産業小委員会において、平成16年4月には、銀行によるリボルビング方式及び総合方式の割賦購入あっせんが実現されるべきとの報告を受け、平成16年4月から当該業務を行う銀行について割賦販売法第31条の割賦購入あっせん業者の登録を開始した。	
信託業規制の見直し（信託会社の一般事業法人への解禁等）（金融庁）	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁する。 また、信託銀行に認められている信託代理店を出すことを信託会社についても認めるとともに、その範囲を現行の金融機関及び商工中金にとどまらず、幅広く認める。	15年度中に法案提出済、公布後、6月以内に施行（予定）			（金融庁） 信託会社への参入基準や信託業を営む際の行為規制を整備し、一般事業会社の信託業への参入を可能とすること、 信託会社及び信託銀行以外の金融機関が信託代理店を営むこと、 を内容とした「信託業法案」を、平成16年3月5日に第159回通常国会へ提出。同法案は、第161回臨時国会において成立し、平成16年12月30日に施行されている。	
信託業法における受託財産制限の緩和（金融庁）	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加する。	15年度中に法案提出済、公布後、6月以内に施行（予定）			（金融庁） 特許権、著作権等の知的財産権等財産権一般を受託可能財産とすることを内容とした「信託業法案」を、平成16年3月5日に第159回通常国会へ提出。同法案は、第161回臨時国会において成立し、平成16年12月30日に施行されている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
信託業務のみを取り扱う施設・設備（「信託専門店舗等」という）の設置の可能化、及び信託専門店舗等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化（金融庁）	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な見直しの方向性について検討を行い、改正信託業法等の施行までに結論を得る。	改正信託業法等の施行までに結論			（金融庁） 信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が可能となったことを踏まえ、信託専門店舗の設置を認めることとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則を改正し（担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第108号）による改正）、信託業法の施行日である平成16年12月30日から施行した。 また、信託専門店舗については、休日・営業時間の規制の適用がないこと、顧客誤認防止措置を講じる必要があること等を定めた「信託会社等に関する総合的な監督指針」を平成16年12月28日に公表し、12月30日から実施した。	
信託銀行への投資一任業務の解禁（金融庁）	信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。	4月施行			（金融庁） 平成15年6月に有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律を改正し、信託兼営金融機関の投資一任業務について解禁した（証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）平成16年4月1日施行）	
信託兼営金融機関に対する投資一任業務の解禁（金融庁）	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二關スル法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）を改正して、投資顧問業法施行時に投資顧問業を営んでいた信託兼営金融機関以外の信託兼営金融機関も投資一任業務を行えるようにする。	措置			（金融庁） 平成16年3月に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則を改正し、信託兼営金融機関が営むことができない業務から投資顧問業を除外した（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第16号）平成16年4月1日施行）	
資産流動化に際し	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得		検討・結		（法務省）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ての信託宣言の許容 （法務省）	る。		論		<p>平成16年9月、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会である信託法部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。</p> <p>信託宣言の許容については、信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、平成17年2月から具体的な調査審議が開始されている。</p> <p>現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。</p>	
更なる信託スキームの活用に関する 商事（営業）信託 関連法制の見直し （金融庁、法務省）	更なる信託スキームの活用に関する 商事（営業）信託 関連法制の見直し を行う。		検討・結論		<p>（金融庁）</p> <p>昨年9月、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会である信託法部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。</p> <p>商事信託関連法制の見直しに関しては、現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。</p>	
信託法第58条の見直し （金融庁、法務省）	S P C法の特持分信託に関して、信託法第58条の特例を設ける ことについて検討し結論を得る。		検討・結論		<p>（金融庁）</p> <p>昨年10月から始まった法制審議会信託法部会における、 現行信託法第58条に該当する規定も含めた信託法改正に関</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>する審議の状況を見守りつつ、検討。</p> <p>（法務省）</p> <p>平成16年9月、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会である信託法部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。</p> <p>信託法第58条に関しては、信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、平成17年2月から具体的な調査審議が開始されている。</p> <p>現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。</p>	
業態間の相互参入 （金融庁）	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	16年度以降検討・結論（結論を得たものから逐次措置）			<p>（金融庁）</p> <p>第159回通常国会において、証券取引法等の一部を改正する法律が成立し（H16年6月2日）銀行等による証券仲介業務が解禁された（同年12月1日施行）。</p> <p>また、第161回臨時国会において、信託業法が成立（H16年11月26日）金融機関以外の者による信託業への参入が可能となった（同年12月30日施行）。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
21株式会社の資本減少、準備金減少の際の債権者保護手続における個別催告の省略 （法務省）	株式会社の資本減少、準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別催告を省略する。 （第159回国会に係る法案提出）	法案提出			（法務省） 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）により、株式会社の資本減少、準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合における個別催告の省略の制度を導入（平成17年2月1日施行）	
22信託業務における媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備 （金融庁）	信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備を行う。	改正信託業法等の施行までに措置			（金融庁） 信託業法の改正により信託契約代理店制度が設けられたことを踏まえ、信託契約代理店の登録、監督に当たっての留意事項などを定めた「信託会社等に関する総合的な監督指針」を平成16年12月28日に公表し、信託業法の施行日である平成16年12月30日から実施した。	

## イ 協同組織金融機関

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
信用金庫等の債券発行 （金融庁）	資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう必要な法的措置を講ずることについて、検討する。	検討			（金融庁） 協同組織金融機関は会員からの自己資本調達が原則であること、また、現在、外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていることを踏まえ、信用金庫の業務運営における債券の発行の必要性等を勘案しつつ検討している。	
信用金庫の会員資格の見直し （金融庁）	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を發揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	検討			（金融庁） 中小企業、個人等を専門分野とする協同組織金融機関の設立の趣旨・目的に照らし、会員資格の資本金基準のあり方について検討している。	
協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止 （金融庁）	金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止する方向で検討を行い、16年度中に結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止する方向で具体的措置の内容について検討する。	
員外貸出先の拡充 （金融庁）	PFI法上の「選定事業者」を員外貸出先に加えることについて、信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行う。	検討開始			（金融庁） PFI事業は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うものであり、選定事業者は公共性の高い事業を営む者であると考えられる。信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行っているところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
一般職員の兼業・ 兼職制限の廃止 （金融庁）	兼職兼業規制について、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。	検討開始			（金融庁） 兼職兼業規制は、信用金庫の常務に従事する役職員に対し職務専念義務を課したものであるが、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討を行っているところ。	

## ウ 証券

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
金融サービス（証券）法制の横断化 （金融庁）	現在の証券取引法を改組して、銀行・保険以外の分野（＝資本市場分野）を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築する。	逐次検討・結論			（金融庁） 機能別・横断的な投資家保護の枠組みの法制化に向けて、現在、金融審議会第一部会において、投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討が進められているところであり、平成17年7月を目途に基本的な考え方が取りまとめられる方針。	
証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て （法務省）	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン（証券を保管する業者）等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。	検討・結論			（法務省） 間接保有証券の準拠法に関する条約の署名及び批准の要否等について、この点に関する諸外国の検討状況を踏まえながら、引き続き法制審議会において検討を行った。 なお、同条約については、ヘーグ国際私法会議における公式解説書の作成作業が著しく遅れていることもあって、欧米を含め、同条約を署名、批准した国が一つもない状況にあることから、17年度以降も検討を継続する必要がある。	
証券取引法における「子法人等」の定義の改正 （金融庁）	証券取引法における「子法人等」の定義の見直しを行うことについて検討し、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 証券取引法における「子法人等」等の定義のあり方については、親子関係に係る規制の趣旨を踏まえて検討を行ってきたところ、証券取引法施行令の規定を踏まえ、当該定義を規定する証券会社に関する内閣府令第16条第3項及び第19条第3項を改正し、「役員及び使用人並びにこれらであった者」の範囲に限定を設けた。（金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					令第92号）平成16年12月1日施行）	
外国証券会社の取引に係る規制の見直し （金融庁）	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」については、海外関連会社のための取引に限定した上で、注文の4要素（売買の別、銘柄、価格、数）の全てについて証券会社が定めることを可能とすることについて検討し、結論を得る。	結論			（金融庁） 証券会社の行為規制等に関する内閣府令を改正し、証券会社の顧客が、その同一グループに属する外国親会社等である場合、当該外国親会社等が行う自己取引に限り、売買の別、銘柄、価格、数について当該証券会社が定めることができることを内容とする契約の締結を認めることとした。（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（平成16年内閣府令第55号）平成16年6月30日施行）	
公開買付けの適用除外範囲の拡大 （金融庁）	「3分の1ルール（強制的公開買付制度）」において適用除外としている「総株主の議決権の100分の50以上」基準については、公開買付者の自己名義で所有している株券等に係る議決権だけでなく、公開買付者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権により判断するものとし、所要の措置を講ずる。	措置			（金融庁） 平成16年11月12日付で証券取引法施行令の改正を行い、所要の措置を実施、同年12月1日施行。	
適格機関投資家の申請手続の緩和 （金融庁）	適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回（7月）から年2回（7月及び1月）とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とし、所要の措置を講ずる。	措置			（金融庁） 平成16年11月22日付で証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の改正を行い、所要の措置を実施、同年12月1日施行。	
	さらなる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成16年度以降に検討する。	16年度以降検討			（金融庁） 平成16年度に実施した申請手続の緩和措置に伴う届出の動向等を踏まえ、平成17年度以降に検討する。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
有価証券の私募に関する規制の見直し （金融庁）	a 少数私募及びプロ私募の社債の券面記載要件について、転売制限等の制限を券面自体に記載するのではなく、別の書面によって譲渡制限を通知する等の代替手段も可能とするよう、所要の措置を講ずる。	措置			（金融庁） 平成16年11月22日付で証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の改正を行い所要の措置を実施、同年12月1日施行。	
	b 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）で定める「同一種類の他の有価証券」の定義を改正して、私募の要件を満たしているか否かを判断する際の通算の対象となる有価証券の範囲を明確化する。	措置			（金融庁） 平成16年11月22日付で証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の改正を行い所要の措置を実施、同年12月1日施行。	
社債の発行登録制度における訂正発行登録書提出基準の緩和 （金融庁）	例えば「取引先金融機関の名称変更」等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項変更については訂正発行登録書の提出を不要とする等、平成16年度の早期に、訂正発行登録書の提出基準を緩和する。	早期に結論・措置			（金融庁） 訂正発行登録書の提出は主たる引受証券会社の決定・異動等が要件とされており、単なる名称変更は含まれないことを企業内容等の開示に関する留意事項（事務ガイドライン）を改正、平成16年12月1日実施し明確化。	
投資法人による参照方式・発行登録制度の利用の容認 （金融庁）	発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することを可能とするよう、所要の措置を講ずる。	措置			（金融庁） 平成16年11月22日付で特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の改正を行い所要の措置を実施、同年12月1日施行。	
S P Cによる発行登録制度の利用の	資産流動化証券についても、発行登録制度の利用を可能とするこ	検討開始			（金融庁） 平成16年からの金融審議会第一部会における投資サービ	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
容認 （金融庁）					ス法制及びそれに関連するディスクロージャー法制の検討の中で、その適否も含め検討を行っている。	
有価証券届出書等の記載事項の見直し （金融庁）	近年の株式公開や上場時における株主状況の多様性等を勘案した上で、現在、上位100名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準を緩和する。	措置			（金融庁） 平成16年11月22日付で企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を行い所要の措置を実施、同年12月1日施行。	
ブックビルディング等に係る有価証券届出書における申込期間の記載の明確化 （金融庁）	有価証券届出書様式の記載事項である「申込期間」を「申込期日又は期間」とし、所要の措置を講ずる。	措置			（金融庁） 企業内容等の開示に関する留意事項（事務ガイドライン）の改正を行い所要の措置を実施、平成17年4月1日施行。	
公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮 （金融庁）	企業の資金調達円滑化の観点から、公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の2年から1年に短縮する。	措置			（金融庁） 平成16年11月22日付で企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を行い所要の措置を実施、同年12月1日施行。	
有価証券報告書の提出義務の緩和 （金融庁）	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で、平成16年度中に検討を開始する。	検討開始			（金融庁） 平成16年からの金融審議会第一部会における投資サービス法制及びそれに関連するディスクロージャー法制の検討の中で、その適否も含め検討を行っている。	
目論見書等の電磁的方法による提供	証券取引法に規定する交付書類（目論見書等）の電磁的方法による提供が認められるための要件である 当該ホームページアドレス	措置			（金融庁） 措置内容に係る法令等の解釈を金融庁ホームページ（パブ	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
における要件の明確化 （金融庁）	等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈の明確化の観点から、事務ガイドラインにおいて明確化する。				リックコメントに対する考え方（平成17年4月6日）にて明らかにした。	
目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 （金融庁）	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。	措置			（金融庁） 平成16年11月22日付で企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を行い、所要の措置を実施、同年12月1日施行。	
投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し （金融庁）	過去の運用実績や評価会社の評価などの販売用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当しない場合には、目論見書の交付前における使用が可能である旨を明確化するよう、平成16年度中に措置する。	措置			（金融庁） 企業内容等の開示に関する留意事項（事務ガイドライン）を改正、平成16年12月1日実施し明確化。	
英語での情報開示及び書類の提出の容認 （金融庁）	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクロージャーを可能とするよう、金融審議会において検討を行い、措置する。	措置			（金融庁） 公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合に英語による有価証券報告書等の提出を可能とするための改正法案を平成17年3月11日に提出。	
グローバルETFの募集の取扱い等の届出等の際の訳	グローバルETFの情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出及び英語によるディスクロージャーを可能とするよう、投資家保護上の問題に	措置			（金融庁） グローバルETFについて、届出時の添付書類の英語による提出を可能とする投資信託及び投資法人に関する法律施	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
文の添付の省略 （金融庁）	配意しつつ、金融審議会における検討結果を踏まえ措置する。				行規則の改正を、英語により記載した有価証券報告書等の提出を可能とする証券取引法の改正にあわせて実施する予定。	

## 工 保険

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全 (金融庁)	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることを検討し、結論を得る。	検討・結論			(金融庁) 特別勘定が設定された商品のうち最低保証のないものについては、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権を保護する措置を講ずるとの結論を得、平成17年3月11日、第162回通常国会に「保険業法等の一部を改正する法律案」(閣法第70号)を提出(4月22日成立)。	
特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	検討			(金融庁) 保険の引受けの対価として現物資産を一般的に観念することができるか、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平の観点から適当か等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。 なお、厚生年金基金の代行返上に際して、保険会社に特例的に現物資産での受払いを認めることとしており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ(平成15年内閣府令第62号。当該部分は平成15年9月1日施行)。	
損害保険に関する契約者保護制度の見直し (金融庁)	損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて検討する。	検討			(金融庁) 金融審議会金融分科会第二部会において報告(「保険契約者保護制度の見直しについて」)(平成16年12月14日)がまとめられ、これを受けて検討を行い、その結果に基づき、平成17年3月11日、第162回通常国会に「保険業法等の一部を改正する法律案」(閣法第70号)を提出(4月22日成立)。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
保険契約移転時における移転単位の見直し （金融庁）	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間（移転する契約者と移転しない契約者）の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点から、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について一部移転を認めることについては、保険契約者間の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営のためには、責任準備金の公平な分割について十分な検討が必要であり、引き続き慎重に検討を行う。	
保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化 （金融庁）	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	検討			（金融庁） 保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて、引き続き検討を行う。	
保険商品審査期間の一層の短縮 （金融庁）	現行90日とされている保険商品の審査期間については、当該認可申請・届出が定型化された簡易なものである等、短期間で審査が可能であるものである場合には原則60日とする短縮が図られているが、消費者ニーズに対応する商品開発の迅速化に資する観点から、審査期間のさらなる短縮について引き続き努力する。	逐次実施			（金融庁） 現行の保険商品の審査期間については、認可申請・届出が定型化された簡易なものであること等、短期間で審査が可能であるもの場合には原則60日以内と短縮している。更に、審査基準の明確化（平成16年6月30日ガイドライン改正）や審査体制の充実（審査要員の確保）を通じて審査手続の迅速化を図った。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
保険商品審査基準の透明性確保 （金融庁）	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請および届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	逐次実施			（金融庁） 「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」については、平成16年6月30日にガイドラインを改正し、その項目、記載内容について充実を図った。	
企業向け自動車保険における特約自由方式の対象範囲の拡大 （金融庁）	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる特約自由方式について、自動車保険のフリード契約（自ら所有・使用する自動車の保険契約締結台数が10台以上となる契約）における現行対象範囲を拡大することについて検討し、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 自動車保険のフリード契約における特約自由方式の対象範囲について、現行、保険契約締結台数が「300台以上」とされている基準の引き下げを行うとの結論を得たため、17年度前半にガイドラインにて所要の改正を行う。	
届出制対象保険種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行 （金融庁）	届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、所要の措置を講ずる。	措置			（金融庁） 届出対象の保険商品については、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第62号）により、商品審査に係る事業方法書の変更手続を全て届出に一本化しており措置済（平成16年7月7日施行）。	
銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 （金融庁）	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。	結論を踏まえ措置			（金融庁） 銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、可及的速やかに内閣府令等の一部改正案をパブリックコメントに付すこととしている（平成17年6月10日公表）。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
生命保険の構成員契約規制 （金融庁）	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討			（金融庁） 構成員契約規制の在り方については、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。	
保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」の兼営可能業務の拡大 （金融庁）	本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、 a 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務 b 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務 c 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務 d 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務 e 保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務 f 個人の財産形成に関する相談業務 g データ処理業務 といった業務を同一の会社で営むことについて検討し、結論を得る。	早期に措置			（金融庁） 「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務に、次の業務を追加した（平成16年7月7日内閣府令第62号による規則第56条の2及び第210条の7の改正。同日施行） ・保険会社からの委託を受けて生命保険募集人等が行う特定証券業務を支援する業務 ・危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務 ・健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務 ・保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務 ・保険事故の報告取次、保険契約の相談業務 ・自動車修理業者などの斡旋・紹介業務 ・個人の財産形成に関する相談業務 ・データ処理業務	
従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先 における収入依存先	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点等を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び	検討			（金融庁） これまで、従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大について検討を行っているが、福利厚生、物品	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
の拡大 （金融庁）	関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。				購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社等と実質的一体性を持つものに限って認められているものであり、引き続き、親会社等との実質的一体性に留意しつつ、検討を行う。	
複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し （金融庁）	どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題が無いかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて検討する。	検討			（金融庁） 保険会社の経営効率化の必要性に鑑み、保険会社の他業禁止規定と、本来、保険業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえたうえで、複数の保険会社による従属業務子会社の保有を可能とすることとし、平成17年3月11日、「保険業法等の一部を改正する法律案」（閣法第70号）を第162回通常国会に提出（4月22日成立）	
保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁 （金融庁）	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえ、検討する。	検討			（金融庁） 保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえ、引き続き検討を行う。	
保険代理店の登録制度における特例措置	保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図る。	早期に措置			（金融庁） 保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等の一定の場合においては、	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
（金融庁）					登録制度の運用の見直しを行い、代理店業務の空白期間が極力短くなるよう措置済（平成16年1月）	
	また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。	16年度以降に検討			一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討を行っていく。	
変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルール の明確化 （金融庁）	変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールを明確化することについて、日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、平成16年度中に検討し、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールの明確化については、日本アクチュアリー会による検討結果等を踏まえ、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第83号）等（平成16年10月22日施行）、「保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する告示」（平成16年金融庁告示第56号）等（平成17年4月1日施行）により措置済。	

## オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
債権流動化の基盤整備のための法例第12条の特別規定の導入 （法務省）	債権流動化の基盤整備を進める観点から、譲渡人住所地法によるルールを含む国際的な動向を踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けることも視野に入れ、同条を含む法例中の国際私法規定の全般的見直しについて引き続き法制審議会において検討を行い、結論を得る。	検討	17年中に結論		（法務省） これまでの議論を踏まえ、平成17年3月22日、法制審議会において、国際私法の現代化に関する要綱中間試案が採択され、同月29日に公表された。今後は、平成17年中に法例の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として引き続き検討を行う予定である。	
サービサー法の見直し （法務省）	債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査等の結果を踏まえて、取扱債権の範囲の拡大等、法改正を含めた検討を行う。	検討			（法務省） 全国サービサー協会を通じるなどして、サービサー各社及び経済界に対し、アンケート・ヒアリング等の調査を行ってきたところであり、現在もなお調査を進め、サービサーの活動範囲に関するニーズの把握に努めているところである。	
貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和 （金融庁）	平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。	検討			（金融庁） 貸金業制度の在り方については、平成16年1月1日から施行されている『貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律』（平成15年法律第136号）附則において、施行後3年を目途として、その施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととなっており、引き続き検討を行っていく。	
資産流動化計画書の記載、業務開始	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて引き続き検	検討			（金融庁） （社）不動産証券化協会において、資産流動化計画の記載	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化 （金融庁）	討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討を行う。				を中心に、定款、特定資産譲渡契約、特定資産管理処分委託契約など法で定められた必要書類についての手引きを作成するために行われた「資産流動化法手引き研究会」にオブザーバー参加、届出実務の実態等につき調査。	
特定目的会社の借入先の拡大 （金融庁）	貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行った上で、適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討し、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 特定目的会社の借入先として、「貸金業規制法に基づく資金業者」を追加することについては、当該法律に規定する貸金業者は零細な個人業者が少なくない等の実態に鑑みて、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれているため、借入先制限は必要との結論を得た。	
個人情報の保護 （内閣府及び関係府省） <ITウ の再掲>	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の全面施行（平成17年4月1日）に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。	措置			<ITウ の再掲>	
消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得 （経済産業省、金融庁）	書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得の在り方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、引き続き検討する。	検討			（経済産業省、金融庁） 金融・信用分野の個人情報保護については、個人情報保護法に基づく基本方針（閣議決定）等により、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保するため格別の措置を構ずるべきとされたことを受けて、審議会において平成16年中検討を行ってきたところ、本分野における個人情報保護の重要性にか	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					んがみ、同意取得の在り方については原則書面によるべきとの結論に至ったが、電子的方式その他人の知覚によらない方式は許容することとした。	
商品ファンドに関する申請・届出の簡素化 （金融庁・農林水産省・経済産業省）	登記簿等の即時電子化を実現することが難しいと考えられる添付書類等に関して、当面の措置として、利用者の事務負担を軽減するため、代表省庁1か所への提出で足りることとするといった、物理的な窓口の一本化を実現することについて、各省庁の窓口体制の調整・整備や書類転送に伴う追加的コストの負担等を検討の上、結論を得る。	検討・結論			（金融庁・農林水産省・経済産業省） 利用者が、窓口省庁の電子申請システムを活用してスキャナにより読みとってできた電磁的記録を電子申請することが、利用者の事務負担の軽減を早期に実現するための有効な方法であるという結論に達した。 本件は、登記簿等をスキャナにより読みとってできた電磁的記録の真正性について関係省庁間で検討を行ってきたところ、法第26条に基づく報告徴収により、別途、利用者へスキャンした元の書面等（原本）の提出を命ずることで担保できると判断した結果である。	
投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大 （金融庁）	投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大について、投資事業有限責任組合出資持分等の有価証券化を行う。	第159回通常国会に 法案提出			（金融庁） 証券取引法における有価証券定義の範囲に投資事業有限責任組合契約等の組合型投資スキームの出資持分を加える改正を行った（証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）平成16年12月1日施行）	
利害関係人の範囲の見直し （金融庁）	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 投資顧問業者の利害関係人及び密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、投資者保護や他業との整合性の観点から16年度中に検討し、結論を得た上で17年度中に必要な措置を講ずる。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
金融分野での規制・監督に関する透明性の改善 （金融庁）	金融先物取引所および金融先物取引業協会について、自主規制の改廃等に際してパブリック・コメント手続きを実施することとし、その旨を周知する。	措置			（金融庁） 金融先物取引所及び金融先物取引業協会については、平成11年3月23日閣議決定「規則の設定又は改廃に係る意見提出手続」を踏まえ、パブリックコメント手続きを平成16年度から実施済。	
政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化 （金融庁）	投資信託法、投資顧問業法、資産流動化法の一部規定を「取引の公正の確保」に係るものとして位置付け、その検査権限を証券取引等監視委員会に委任するとともに、証券検査については、「財務の健全性等に係る検査」も含めて金融庁から証券取引等監視委員会に権限委任を行う。	第159回通常国会に法案提出			（金融庁） 証券取引等監視委員会へ委任されている金融庁長官の証券会社等に対する検査権限の範囲の拡充を盛り込んだ、証券取引法の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）が成立（平成17年7月1日施行予定）	
対内直接投資等に係る事前届出業種 （財務省、事業所管官庁）	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。  また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進め、一層の自由化を促進する。	逐次実施			（財務省、事業所管庁） 電気通信事業については、外為法において、従来は自ら電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する旧第一種電気通信事業については全て事前届出の対象であったが、平成15年法律第125号による電気通信事業法の改正（平成16年4月1日施行）を受け、平成16年4月1日、対内直接投資告示においても、登録を受けるべき電気通信事業（規模等の一定基準を上回る電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業）のみに事前届出を限定することとした。	
恩給の支払 （総務省）	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権	結論			（総務省） 恩給の支払事務を民間金融機関にも拡大することについて	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、検討し、結論を得る。				は、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、平成19年4月以降のできる限り早い時期に実施することとする。	
税制に関する文書 回答制度の見直し (財務省、国税庁)	a 税制に関する文書回答制度の活用実績等を分析した上で標準処理期間を設けることについて検討し、結論を得る。		検討・結論		(財務省、国税庁) 平成16年3月より導入された新文書回答手続の定着を待つて検討する予定である。	
	b 将来的には、仮定の取引に係るものについても、対象とすべきとの意見があるが、租税回避の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか否かを含め、慎重に検討していく。	検討			(財務省、国税庁) 租税回避等の悪用の可能性があるため、対象とするか否かも含め、引き続き慎重に検討していく予定である。	
税の質疑応答事例 の公表等 (財務省、国税庁)	a 納税者の利便性を高めるため、できる限り多くの質疑応答事例を国税庁のホームページに掲載するなどの情報開示を積極的に行う。	逐次実施			(財務省、国税庁) 平成17年1月、納税者からの照会に対して回答した事例等のうち、他の納税者の方々の参考となるものを、「質疑応答事例」として、国税庁ホームページ上に公表した。	
	b 海外企業や外国人からのアクセスにも対応するため、ホームページにおける法令解釈に関する情報について、英語版の充実も検討する。	逐次実施			(財務省、国税庁) 税に関する法令自体の公式な英訳が無い現状では、正確な法令解釈に関する情報の英訳を提供することはできないため、法令自体の公式の英訳化の状況も踏まえながら、英語版ホームページの内容充実を図る中で、引き続き検討を行う。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
固定資産税の納付様式の改善 （総務省）	<p>固定資産税等地方税の納税通知書・納付書に関し、具体的ニーズがあり、かつ、多額のコストがかかる恐れが少ないと考えられる以下の事項について、速やかに検討し、可能なものについては、地方公共団体に対する要請等の措置を講じる。</p> <p>a 納税通知書・納付書・償却資産明細書を、希望する者に対して同封して送付すること</p> <p>b 納付書等の紙片について、共通名称を使用すること</p> <p>c 納付書等に都道府県名を記載すること</p> <p>d 納付書等の送付時期について、必要に応じて早期化すること</p>	できるだけ早期に措置			<p>（総務省）</p> <p>各地方公共団体に対して、aからdの事項等について積極的に取り組むよう、「地方税の納付書等の記載事項等について」（平成16年6月30日総税企第117号自治税務局企画課長通知）により要請を行った。</p>	